

控 訴 状

令和2年1月8日

名古屋高等裁判所 御中

控訴人代理人弁護士 竹之内 智 哉
外13名

〒464-0075 名古屋市中区丸の内三丁目28番2号

控 訴 人 特定非営利法人消費者被害防止
ネットワーク東海

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目5番35号

弁護士ビル801号

竹之内智哉法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 竹之内 智 哉

電 話 052-955-8123

F A X 052-955-8124

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目4番5号

被 控 訴 人 ファビウス株式会社

上記代表者代表取締役 片 岸 憲 一

不当表示等差止請求控訴事件

訴訟物の価額 160万円

ちょう用印紙額 1万9500円

上記当事者間の名古屋地方裁判所平成30年（ワ）第171号不当表示等差止請求事件について、令和元年12月26日に言い渡された判決は、全部不服

であるから、控訴を提起する。

第1 原判決の表示

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、別紙1の1に記載の媒体において、同1の2に記載の内容を表示してはならない。
- 3 被控訴人は、第三者をして、別紙1の1に記載の媒体において、同1の2に記載の内容を表示してはならない。
- 4 訴訟費用は、第一、第二審とも被控訴人の負担とする。

第3 控訴の理由

おって準備書面で明らかにする。

差止対象の表示

1 表示媒体

ウェブページ

2 表示内容

(1) 1回だけの契約による支払いであるかのような次の表示

ア 初回の支払金額を強調する表示

イ 申込確認画面において、初回の支払金額のみを記載した表示

(2) 解約が許されない期間における商品代金の支払方法につき、当該期間の初回の支払金額を1回あたり平均支払金額より低額とする場合における次の表示

ア 初回の支払金額を2回目以降の支払金額よりも強調した表示

イ 初回の支払金額と1個ずつ購入する場合の代金とを比較する表示